

# 行政施策との役割分担の整理について

## <孤独・孤立対策における整理>

令和4年10月12日  
内閣府 休眠預金等活用担当室

# 目次

- 休眠預金等活用制度における行政との役割分担に関する規程 . . . . . P.1
- 孤独・孤立対策におけるNPO等民間支援の位置づけ . . . . . P.2
- 孤独・孤立対策の支援領域 . . . . . P.3
- 休眠預金等活用制度と孤独・孤立対策の支援領域 . . . . . P.4
- 行政との役割分担の整理（孤独・孤立対策）の検討 . . . . . P.5

# 休眠預金等活用制度における行政との役割分担に関する規定

○**休眠預金の活用に当たっては、行政が対応困難な社会課題の解決に活用することや、行政が行うべき施策の肩代わりとならないことなど、行政との役割分担を法律や基本方針等で規定。**

国会	法律	<p>(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)</p> <p>第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で<u>国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの</u>(以下「民間公益活動」という。)に活用されるものとする。</p> <p>2～5 略</p>
政府	基本方針	<p><b>第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項</b></p> <p><b>1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則</b></p> <p>法第 16 条で定められている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則を以下のとおり定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 共助</p> <p>行政が本来行うべき施策(公助)の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。</p> <p>法第 16 条第 1 項における民間公益活動の定義を踏まえると、行政が本来行うべき施策(公助)の肩代わりとして<u>休眠預金等に係る資金を活用することを法は予定していない</u>。休眠預金等に係る資金は、これまで既存制度において対象とされてこなかった人々が抱える課題に焦点を当て、<u>前例のない取組や公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組、社会の諸課題と一般に認識されていないために対応が遅れている分野を中心に、共助の活動に焦点を当てた支援に活用する</u>。</p> <p>(後略)</p>
J A N P I A	公募要領	<p>国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援を受けていないかつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します。</p>
	資金提供契約	<p>第 6 条 5. 本事業について、<u>国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援を受けてはならないものとする</u>。</p>

# 行政が実施する孤独・孤立対策におけるNPO等民間支援の位置づけ

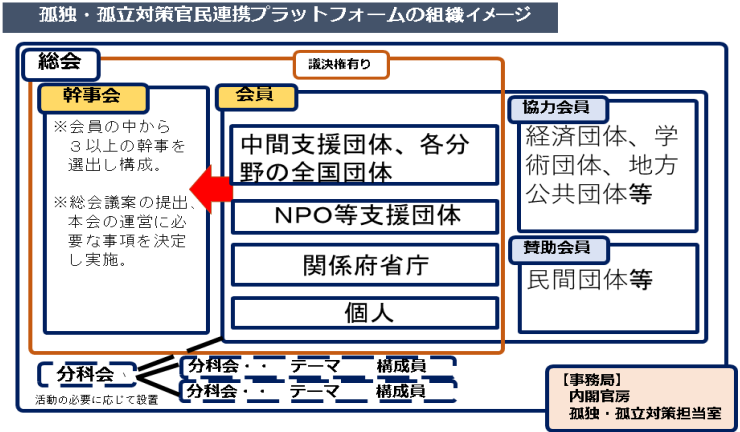
○政府が定める孤独・孤立対策においては、官・民・NPO等の連携の強化を基本とし、NPO等の活動にきめ細かく支援することとしている。

## 孤独・孤立重点計画（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）

- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。
  - 全国的なNPO等の連携基盤として、孤独・孤立官民連携プラットフォームを設立。プラットフォームの分科会において、きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政・民間・NPO等の役割の在り方を整理する。
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対し、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、令和4年度予算と令和3年度補正予算を合わせて、安定的・継続的に支援。

内閣官房孤独・孤立対策担当室「孤独・孤立対策の取組状況等」の資料を基に作成。

## 孤独・孤立官民連携プラットフォームの加盟団体等



- 【会員】 208団体  
NPO法人  
社会福祉法人  
各省庁 等
- 【協力会員】 105団体  
都道府県 等
- 【賛助会員】 18団体  
民間企業 等

# 行政が実施する孤独・孤立対策の支援領域

○行政が実施する孤独・孤立対策は、児童虐待・子供の貧困をはじめとした子供・若者支援、生活困窮者支援、被災者支援など多岐にわたる支援を実施。



＜児童虐待・子供の貧困等＞  
児童相談所・ひとり親世帯の  
困窮・子ども食堂支援

＜児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）＞  
スクールカウンセラー・自殺予防教育・不登校児  
童への支援

＜新入生を含む学生・労働者等＞  
学生の学修継続のための支援・就職氷河期世代支援

＜子供・若者の育成支援＞  
子供・若者育成支援体制の整備、子供・若者育成支援人材の養成、ヤングケアラー対策

＜妊娠・出産・子育て＞  
若年妊婦等への支援・産後うつ  
の予防

＜ひとり暮らし・フレイル・介護＞  
高齢者の通いの場の継続・再開・地  
域支援事業における包括的支援事業

＜自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策＞  
自殺防止対策に係る相談支援の体制強化、NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化

＜生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護＞  
自立相談支援等における包括的な支援、ケースワーカーによる訪問等、生活困窮者等の住まい対策、就労支援の推進、生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成

＜ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）＞  
ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援・居場所づくり等、状況に寄り添った支援・農福連携の推進

＜女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）＞  
困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等、DV被害者等支援、性犯罪・性暴力被害者支援、いわゆる「生理の貧困」、女性の人権ホットライン

＜被災者支援＞  
コミュニティ形成支援事業、被災者見守り・相談支援事業、「心の復興」事業

＜犯罪被害者支援・再犯防止等＞  
性犯罪被害相談電話の運用、民間支援団体と連携した犯罪被害者支援、地方公共団体における再犯防止の取組の推進、刑務所出所者等の就労・住居の確保

孤独・孤立対策

# 休眠預金等活用制度と行政が実施する孤独・孤立対策の支援領域

○**休眠預金等活用制度**と行政が実施する**孤独・孤立対策**について、子ども・若者支援：■、生活困難者支援：■、地域活性化等支援：■の各支援領域において重複。



休眠預金等活用制度の支援領域

子ども・若者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援</li> <li>・日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援</li> <li>・社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援</li> </ul> <p>&lt;児童虐待・子供の貧困等&gt; 児童相談所・ひとり親世帯の困窮・子ども食堂支援</p> <p>&lt;児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）&gt; スクールカウンセラー・自殺予防教育・不登校児童への支援</p> <p>&lt;新入生を含む学生・労働者等&gt; 学生の学修継続のための支援・就職氷河期世代支援</p> <p>&lt;子供・若者の育成支援&gt; 子供・若者育成支援体制の整備、子供・若者育成支援人材の養成、ヤングケアラー対策</p>	
生活困難者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働くことが困難な人への支援</li> <li>・孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援</li> <li>・女性の経済的自立への支援</li> </ul> <p>&lt;自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策&gt; 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化、NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化</p> <p>&lt;生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護&gt; 自立相談支援等における包括的な支援、ケースワーカーによる訪問等、生活困窮者等の住まい対策、就労支援の推進、生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成</p> <p>&lt;ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）&gt; ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援・居場所づくり等、状況に寄り添った支援・農福連携の推進</p> <p>&lt;女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）&gt; 困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等、DV被害者等支援、性犯罪・性暴力被害者支援、いわゆる「生理の貧困」、女性の人権ホットライン</p>	<p>&lt;妊娠・出産・子育て&gt; 若年妊婦等への支援・産後うつ予防</p> <p>&lt;ひとり暮らし・フレイル・介護&gt; 高齢者の通いの場の継続・再開・地域支援事業における包括的支援事業</p>
地域活性化等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援</li> <li>・安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援</li> </ul> <p>&lt;被災者支援&gt; コミュニティ形成支援事業、被災者見守り・相談支援事業、「心の復興」事業</p> <p>&lt;犯罪被害者支援・再犯防止等&gt; 性犯罪被害相談電話の運用、民間支援団体と連携した犯罪被害者支援、地方公共団体における再犯防止の取組の推進、刑務所出所者等の就労・住居の確保</p>	

# 行政との役割分担の整理（孤独・孤立対策）の検討

- 孤独・孤立対策において、行政施策と休眠預金の役割分担の関係は多様であり、あらかじめ悉皆的・一義的に整理することに馴染みにくい面がある。
- 現状の選定プロセスでは、申請時に個別の事業の事業計画において、
  - ①「課題に対する行政等による既存の取組状況」
  - ②「休眠預金活用により本事業を実施する意義」を記載することにより、行政の支援と休眠預金等活用事業の内容が重複していないかを確認・整理する運用を採用。
- こうした枠組み及び運用を踏まえ、孤独・孤立対策における行政との役割分担について、どのような考え方に基づいて整理すべきか。

## 整理の方向性

### ①分野や事業ごとに行政との役割分担を整理する考え

現に行政が実施し、あるいは、予算・人員のさらなる投入によって実施しうる分野や事業を把握し、「国及び地方公共団体が対応困難な社会課題」の範囲を分野や事業ごとに画することが考えられるか。

### ②行政との役割分担を動的に把握する考え

社会課題への対応のうち、行政施策を待つことなく解決すべき緊要性があるものや、民間の技法や発想によって行政施策よりも迅速又は効果的に実施しうるものについては、「国及び地方公共団体が対応困難な社会課題」に該当するものとして個別具体的に整理することが考えられるか。

（なお、休眠預金等活用制度の対象事業が後に行政施策に採用された場合には、「国及び地方公共団体が対応困難な社会課題」から外れるものと考えられるべきか。）